

# お知らせ

輸入業者各位

平成19年5月9日  
経済産業省農水産室

## 「魚のフィレ」の原産地解釈に係る取扱いについて

今般、税関より別添のとおり「魚のフィレの原産地認定について（事例）」が出されましたので、これに伴う取扱いについては以下のとおりとします。

魚のフィレの原産地の認定について、「加工された国ではなく、魚の採捕国とする」旨の解釈の統一が図られたことに伴い、経過的な措置として、外為法における原産地の解釈につき、5月8日以前に従前の解釈に基づき割当てられた輸入割当証明書又は当該輸入割当証明書に基づき交付された輸入承認証については、従前の解釈（魚のフィレ加工した国を原産地とする。）によることとします。

## 魚のフィレの原産地認定について（事例）

## 【事例】

A国の船舶により公海上で採捕された全形魚（第03.03項）を、B国においてフィレ加工したもの（第03.04項）についてWTO協定税率を適用する場合の原産地は、A国（魚の採捕国）であると認められる。

## 【説明】

WTO協定税率を適用する場合の原産地認定は、関税法施行令第4条の2第4項、関税法施行規則（以下「規則」という。）第1条の5及び第1条の6並びに関税法基本通達68-3-5に基づき行われる。

本品に係る原産地認定については、B国におけるフィレ加工が、規則第1条の6に定める「実質的な変更を加える加工又は製造」に該当するか否かによる。

本品については、B国産以外の原材料である全形魚の属する関税定率法別表の項である第03.03項が、フィレの第03.04項へと変更となる加工が行われており、規則第1条の6前段で求めている項の変更が生じている。

しかしながら、B国における当該加工は、規則第1条の6ただし書に規定する「実質的な変更を加える加工又は製造」から除かれる行為（主に「単なる切断」からなる行為）に該当すると認められる。

したがって、B国における当該加工は、「実質的な変更を加える加工又は製造」には該当しないこととなることから、本品の原産地は、B国とはならず、魚を採捕したA国となる。

## （参考）関税法施行規則

（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

第1条の6 令第4条の2第4項第2号（特例申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法（明治43年法律第54号）別表の項が当該物品のすべての原料又は材料（当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とする。

ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品（一の国又は地域において生産された第1条の5に掲げる物品及び第1条の6に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品）の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。